

## 令和4年門真市教育委員会第4回定例会

開催日時 令和4年4月22日（金） 午後2時

開催場所 本館2階 大会議室

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第5号 臨時代理による事務処理の承認について  
(門真市教育委員会事務局人事について)
- 日程第4 承認第6号 臨時代理による事務処理の承認について  
(令和3年度教育費補正予算の見積り申出について)
- 日程第5 承認第7号 臨時代理による事務処理の承認について  
(令和4年度教育費補正予算の見積り申出について)
- 日程第6 承認第8号 臨時代理による事務処理の承認について  
(門真市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等  
に関する規則の一部改正について)
- 日程第7 報告案件 門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1  
項第1号に係る報告
- 日程第8 諸報告

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで

### 出席委員

教育長	久木元 秀平
委員	高橋 元
委員	松宮 新吾
委員	澤田 京子

### 事務局出席職員

副教育長	邊田 憲
教育部長	鈴木 貴雄
教育部次長	大倉 善充
教育部総括参事	峯松 大輔
教育部教育総務課長	十河 大輔



います。

款：教育費・項：教育総務費・目：教育振興基金費 7億4,414万8千円の追加は、教育振興基金への積立てを行うためのものごさいます。

次に、歳入についてであります。9ページをご覧ください。

款：財産収入・項：財産運用収入・目：利子及び配当金 7万9千円の追加は、教育振興基金利子として収入するものごさいます。次に、款：寄附金・項：寄附金・目：教育費寄附金64万5千円の追加は、市民からの寄付金及び企業版ふるさと納税寄付金を教育費寄附金として収入するものごさいます。

[全委員異議なく、承認]

## 日程第 5

### 承認第 7 号 臨時代理による事務処理の承認について

(令和 4 年度教育費補正予算の見積り申出について)

説明者 十河教育総務課長

本件につきましては、教育委員会会議の議決を得たうえですべきところではありますが、緊急やむなく教育長が本事務を臨時に代理いたしました関係上、承認案件として上程し、ご承認をお願いするものであります。

それでは、歳出からご説明いたします。議案書12ページをご覧ください。

款：教育費・項：中学校費・目：学校建設費17万5千円の追加は、門真はすはな中学校における P F I 事業の建設費割賦払金の基準金利上昇に伴う差額を計上しております。

次に、債務負担行為の追加についてであります。13ページをご覧ください。(仮称)門真市立統合中学校整備 P F I 事業(令和 4 年 3 月 30 日基準金利変更分)の72万8千円の追加につきましても、同様に門真はすはな中学校における P F I 事業の建設費割賦払金の基準金利が上昇したことから、期間を令和 5 年度から 8 年度までとし、その差額分を限度額として追加設定するものごさいます。

[全委員異議なく、承認]

日程第 6

承認第 8 号 臨時代理による事務処理の承認について  
(門真市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、  
休暇等に関する規則の一部改正について)  
説明者 川谷学校教育課参事

議案書14ページからでございます。本件につきましては、議案として提出すべき案件でございますが、大阪府より通知があったのが、3月の定例会終了後であったことから、緊急やむなく教育長が本職務を臨時に代理いたしました関係上、承認案件として上程し、ご承認をお願いいたすものであります。

本件につきましては、府において「府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」および同規則が一部改正されたことに伴い、本規則を一部改正しようとするものです。

改正の内容といたしましては、15ページの新旧対照表の下線部分をご覧ください。府の規則改正により、本規則第3条に規定しております「宿泊を伴う学校行事の引率業務等を行う職員の勤務時間の割振り」につきまして、これまでは宿泊を伴う学校行事の引率業務を行った場合のみ、勤務時間の割振りを変更することができました。今回の改正により、大阪府の「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」第11条に規定されております（校外学習、職員会議、非常変災および生徒指導に関し緊急の措置を必要とする場合やその他やむを得ない場合に行う）業務につきましても、学校長が命じる場合において、勤務時間の割振りを変更できるようにするものです。また、府条例第18条に規定されておりました不妊治療休暇が削除されたことに伴い、本規則につきましても第5条から不妊治療休暇を削除するものです。不妊治療休暇につきましては、新たに出生サポート休暇として有給の特別休暇となったことから、第15条の特別休暇に含まれました。また、附則といたしまして、本規則は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用することといたしております。

[全委員異議なく、承認]

日程第 7

報告案件 門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 4

## 条第1項第1号に係る報告

久木元教育長より、本件は、個人情報にかかわる部分が含まれ、秘匿にする必要がありますので、非公開にて審議したいとのこと、各委員に諮ったところ、全委員異議なく、了承、非公開にて審議された。

[教育長室へ移動 非公開]

出席者 教育長、教育委員3名、邊田副教育長、鈴木教育部長、大倉教育部次長、峯松教育部総括参事、十河教育総務課長、高山学校教育課長

[議事録 省略]

[報告案件終了]

時間 午後2時14分から午後2時17分まで

[会議再開 大会議室]

## 日程第8

### 諸報告

久木元教育長より、諸報告については報告をした後、質疑応答となる旨説明があった。

番号1 令和4年度門真市一般会計当初予算の概要について  
説明者 鈴木教育部長

諸報告資料の1ページをご覧ください。

門真市一般会計当初予算の主な概要についてでございます。4年度におきましては、「スマートBiz★かどま」の推進等の取組みにより、3年度に引き続き、財政調整基金を繰り入れない収支均衡予算を継続しつつ、新型コロナウイルス感染症対策の継続や「ポストコロナ」を見据えた取組の推進及び「まちの成長」への投資を中

心に積極的な財源配分を行い、門真の成長と財政の健全化を進めていくための予算とされたものであります。上段には、歳入として、1款：市税以下、20款：市債まで記載させていただいております。下段には、歳出を記載し、教育委員会所管の予算が含まれる9款教育費は、39億7,652万1千円で、4億6,721万9千円の増、対前年度比13.3%増でございます。一般会計予算の総額であります、664億4,800万円で、68億9,500円の増、対前年度比11.6%減となっております。

2ページから3ページをご覧ください。

教育費当初予算の概要につきましては、令和4年門真市教育委員会第2回定例会に上程させていただきました「承認第9号令和4年度教育費当初予算の見積り申出について」でご説明を申し上げますので省略させていただきます。合計額といたしまして、令和4年度は32億6,143万3千円となっております。なお本教育費当初予算には、市長部局へ補助執行している、幼稚園関係、社会教育関係の予算も含んでおります。

4ページをご覧ください。

先程の当初予算に加えて昨年度から繰り越した予算を記載しております。

## 日程第9

### 番号2 国立大学法人大阪教育大学との連携協力に関する協定の締結について

説明者 十河教育総務課長

諸報告資料5ページをご覧ください。

令和4年3月28日に国立大学法人大阪教育大学と門真市教育委員会とで連携協力に関する協定を締結いたしましたので、ご報告させていただきます。大学連携によって期待されるメリットにつきましては、様々ございますが、主に教育委員会にとりましては、学生の持つ知識や若い行動力をさまざまな事業に参画いただくことで活用できること、また、学生のみならず大学として持つ専門的な知識を本市教育行政の様々な施策に活用させていただけるものと期待しております。また、大学側にとりましても、教育実習やインターンシップの受け入れなどにより、学生に社会経験の場を提供することが可能となるなど、双方にとって有益な連携協定

であると考えております。参考までに本市における連携協定の実績といたしましては、下記に記載のとおりとなっております。教育委員会として協定を締結させていただくのは、平成20年7月の関西外国語大学から数えて5つ目となります。なお、協定書の詳細につきましては6ページに添付しております。

## 日程第10

番号3 「(仮称)門真市立第四中学校区小中一貫校整備基本計画(案)」に係るパブリックコメントの実施について  
説明者 渡辺教育企画課長

諸報告資料7ページをご覧ください。

第四中学校区に新たに建設を予定しております小中一貫校について、学校整備の基本方針とともに今後の児童・生徒数・学級数の推計に対応した良好な教育環境を実現するための学校施設の規模、校舎等の配置、実現に向けた整備スケジュール等の方針を示す「(仮称)門真市立第四中学校区小中一貫校整備基本計画」を策定するにあたり、これを公表するとともに、市民の皆さんに意見を募集するために、パブリックコメントを実施するものでございます。提出資格、意見の提出方法は記載のとおりです。意見募集の期間といたしましては、令和4年4月28日(木)～5月20日(金)を設定しております。

次に、計画(案)について、ご説明させていただきます。

別冊、(仮称)門真市立第四中学校区小中一貫校整備基本計画(案)をご覧ください。まず、表紙をめくっていただいて目次をご覧ください。第1章として、基本計画策定の背景・目的。第2章として、基本的な条件の整理。第3章として、新たな学校づくりに向けた意見聴取。第4章として、新たな学校づくりの基本方針。第5章として、導入施設・諸室の整理。第6章として、配置計画・施設計画。第7章として、工事期間中の課題。第8章として、事業手法・整備スケジュールの整理。第9章として、今後の施設整備と運営に向けてという9章により構成しています。

それでは、計画内の主な内容をご説明させていただきます。

まず、1ページの第1章では、本計画を策定する背景・目的や位置づけについて記載をしており、2ページから11ページまでの第2章では、人口の推移、第四中学校区の児童生徒数の推移、学

校教育にかかる社会潮流、上位計画との関係などについて整理をしております。次に、12ページから17ページの第3章では、令和3年度に実施しました四中校区の児童生徒・保護者・地域関係者・学校関係者によるワークショップの実施概要や、検討内容、意見のまとめについて記載しております。次に、18ページから22ページの第4章では、第1章～第3章を踏まえた、新たな学校づくりの課題や学校の将来像をまとめたうえで、学校づくりの基本方針について整理しています。次に、23ページから29ページの第5章では、基本方針を踏まえた導入施設や諸室の考え方を整理して記載しております。新しい学校では、子どもたちのより良い学習環境づくりの視点や子どもたち主体の学校づくりを第一に考えつつ、地域と共にある学校づくりをめざしています。

これらを踏まえた学校施設を考える際には、子どもたちの動線と地域の人たちの動線に配慮することが必要であることから、施設配置については、主に教育活動を行う学校教育施設、学校教育のための諸室のうち、地域の人も利用可能な地域利用可能施設、主に地域活動等の拠点として利用する地域連携協働施設、屋外施設の4つの概念を示しております。その上で、それぞれの施設内に配置する教室や諸室の整備方針や規模について整理をしております。次に、30ページから43ページの第6章では、新校舎の建設地となる脇田小・第四中学校敷地や学校周辺の現状、学校施設以外の周辺道路などを含めた今回の整備範囲、整備手順に加え、動線、校舎の配置場所、外構、景観、防災・防犯、ICT、環境負荷、ユニバーサルデザイン、地域住民との連携・交流、地域活動の拠点など、施設を整備するにあたって検討すべき視点について、考え方を記載しております。次に、44ページから45ページの第7章では、建設工事期間中の脇田小学校児童の学習環境確保や通学路の変更、騒音・振動への対応などについて記載するとともに、46ページから47ページの第8章では、事業手法や事業スケジュールについて、48ページから50ページの第9章では、今後の検討課題や検討体制、ワークショップ等の開催による継続的な意見聴取の考え方、情報発信について記載をしております。

なお、パブリックコメントの結果につきましては、5月の教育委員会定例会でご報告するとともに、意見を踏まえ必要に応じ修正した最終案につきまして議案として上程させていただき予定しておりますので宜しくお願いいたします。

—すべての報告が終了—

久木元教育長          閉会宣言          午後 2 時32分

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教 育 長          久木元 秀平

署名委員          高橋 元